

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年6月4日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第2号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年3月1日

亀岡市長 桂川孝裕

## 損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成30年3月1日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

1 損害賠償の額 257,040円

2 損害賠償の相手方 長岡京市在住 55歳男性

3 事故の概要

平成30年1月10日午前10時17分頃、京都府長岡京市開田2丁目地内において、市車両が後進にて転回した際、車両の右後方部が相手方所有の門扉に接触し、当該門扉が損傷した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 257,040円
- 2 損害賠償の相手方 長岡市在住 55歳男性
- 3 事故の概要  
平成30年1月10日午前10時17分頃、京都府長岡市開田2丁目地内において、市車両が後進にて転回した際、車両の右後方部が相手方所有の門扉に接触し、当該門扉が損傷した。